# 2024年4月職業安定法改正に伴う 求人票の記入方法について

## 1. 2024年4月職業安定法改正について

### ①改正内容(労働条件明示について)

求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要です。

2024年4月1日からは、改正前の労働条件等の明示の内容に新たに以下3点の事項についても明示することが必要となります。

求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

#### 2024年4月から追加される項目

- ① 従事すべき業務の変更の範囲※
- ② 就業場所の変更の範囲※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準 (通算契約期間または更新回数の上限を含む)
  - ※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

出典: https://www.mhlw.go.jp/content/001114111.pdf

### 改正前: 労働条件等の明示の内容

- イ 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- ロ 労働契約の期間に関する事項(期間の定めの有無、期間の定めがあるときはその期間)
- ハ 試みの使用期間(以下「試用期間」という。) に関する事項(試用期間の有無、試用期間があるときはその期間)
- ニ 就業の場所に関する事項
- ホ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する 事項
- へ 賃金 (臨時に支払われる賃金、賞与及び労働基準法施行規則第8条各号に掲げる賃金 を除く。)の額に関する事項
- ト 健康保険法による健康保険、厚生年金保険法による厚生年金、労働者災害補償保険法 による労働者災害補償保険及び雇用保険法による雇用保険の適用に関する事項
- チ 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
- リ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする旨
- ヌ 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項

出典: https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/001081053.pdf

## 2. 求人票の記入場所・記入例

#### ①eナースセンター求人票について

①~③の労働条件明示追加事項につきましては、下記のとおり求人票に記入してください。

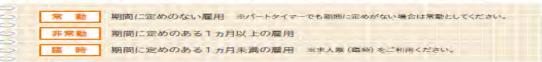
労働条件明示追加事項	eナースセンター求人票 記入欄
①従事すべき業務の変更の範囲	その他雇用上の特記事項
②就業場所の変更の範囲	勤務先施設のPR/特記事項など
③有期労働契約を更新する場合の基準 (通算契約期間または更新回数の上限を含む)	その他雇用上の特記事項

#### ■就業場所の変更の範囲について

雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めて、就業場所の変更の範囲を「勤務先施設のPR/特記事項など」の欄に記入してください。 詳しくは、ナースセンター求人登録についてP9をご確認ください。



求人施設登録・求人登録の項目について、記載上の注意点がある項目に解説を入れています。



### 求人票(常勤・非常勤)記入例

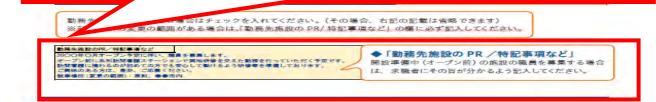
1. 施設情報について

I 施股情報		
開用施設者(※)	ブリガナ イリョウホウジンサンカクカイ マルマルビョウイン 表度法人立会 OO会院	◆「採用施設名」「住所」「担当者」
在用指数住前(证)	〒000-0000 東京都外名及神宮前の書地のの等	「電話番号」などについて 法人本部 (本社) が別にある場合でも、人事の 法定本が (本社) が別にある場合でも、人事の 法定本が (本社) が別にある場合でも、人事の

### ①就業場所の変更の範囲について

⇒変更の範囲がある場合は、「勤務先施設のPR/特記事項など」の欄に記入しください。

記入例 就業場所(変更の範囲):原則、●●市内

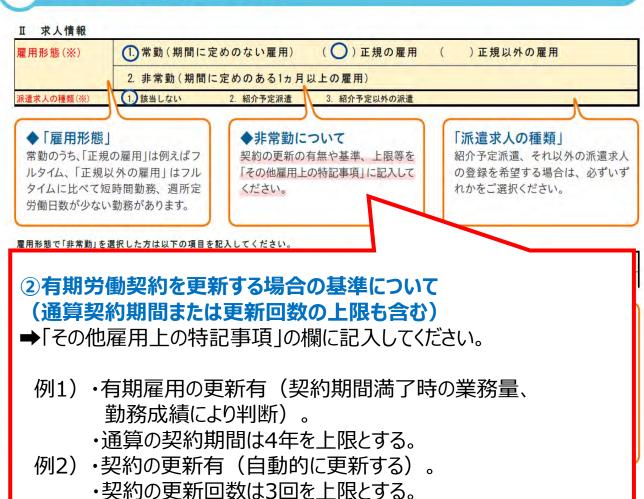


## ■ 有期労働契約を更新する場合の基準について (通算契約期間または更新回数の上限も含む)

非常勤(期間に定めのある1カ月以上の雇用)、 臨時雇用(期間が1カ月未満の雇用)について契約の更新の有無や基準、 上限等を「その他雇用上の特記事項」の欄に記入してください。詳しくは、ナー スセンター求人登録についてP11、12をご確認ください。

# 3. 雇用形態 (期間) について

例3)・契約の更新無



## 2. 求人票の記入場所・記入例

### ■従事すべき業務の変更の範囲について

将来の配置転換など今後「業務内容の変更」が見込まれる場合は「その他雇用上の特記事項」の欄に記入してください。 詳しくは、ナースセンター求人登録についてP11、12をご確認ください。

# 4. 業務内容と変更の範囲について

業務内容(※)	( )病棟看護 (	外来看護 ( ) 手術室看護
	( ) ICU(集中治療室) (	CCU(冠疾患集中治療室) ( ) NICU(新生児集中治療室)
	( ) MFICU(母体・胎児集中治療室) (	助産業務(分娩介助を主とする助産ケア) ( ) 救命救急
	( )人工透析 (	緩和ケア ( ) 相談・指導
	( ) 退 <mark>院調整 (</mark>	医療安全担当 ( ) 看護管理
	( ) 小児	
	( )訪問看護 (	ケアマネジメント ( ) 介護施設等での看護
	( ) 地域保健 (	健康管理(学校保健室/企業・大学の健康管理室/保育園など)
	( )検診 (	救護(イベント) ( )旅行添乗
	( )教育 (	臨床実習指導 ( ) 通信添削指導員
	( )治験 (	研究・開発 ( ) 広報・企画
	( ) 営業・販売 (	事務 ( ) その他

雇入れ直後の「業務内容」を選択してください。 また、将来の配置転換など今後「業務内容の変更」が見込まれる場合は、「その他雇用上の特記事項」に記入してください。

### ③従事すべき業務の変更の範囲について

→「その他雇用上の特記事項」の欄に記入してください。

記入例 業務内容の変更の範囲:外来看護、手術室看護

## 3. その他法改正について

2024年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。 求人施設が、障害のある人に実施している合理的配慮があれば、「その他雇用上の特記事項」の欄に記入してください。 詳しくは、ナースセンター求人登録についてP12をご確認ください。



出典: https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai leaflet-r05.html